

藤沢市社会教育委員の委嘱について
次の者を藤沢市社会教育委員に委嘱する。

2022年（令和4年）6月10日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将 宏

1 氏名等

氏名	生年月日	住所	選出区分	新任再任の別	委嘱任命の別	備考
後藤 智子			学校教育関係者	新任	委嘱	藤沢市立小学校長会
高森 保明			学校教育関係者	新任	委嘱	藤沢市立中学校長会
伊藤 秀樹			学校教育関係者	再任	委嘱	鎌倉湘南地区県立学校長会議
長田 祥男			社会教育関係者	再任	委嘱	文化関係団体
平野 まり			社会教育関係者	再任	委嘱	スポーツ関係団体
西尾 愛			社会教育関係者	再任	委嘱	市民活動関係団体
三宅 裕子			社会教育関係者	再任	委嘱	公民館運営審議会
武藤 英子			社会教育関係者	新任	委嘱	青少年関係団体

福家 大輔			家庭教育 関係者	新任	委嘱	P T A 関連 団体
稲川 由佳			学識 経験者	再任	委嘱	有識者
川野 佐一郎			学識 経験者	再任	委嘱	有識者
瀬戸内 恵			学識 経験者	再任	委嘱	大学非常勤 講師
小笠原 貢			学識 経験者	新任	委嘱	公募
西村 雅代			学識 経験者	再任	委嘱	公募
矢尾板 文明			学識 経験者	新任	委嘱	公募

2 任期

2022年(令和4年)7月1日から2024年(令和6年)6月30日まで

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市社会教育委員が2022年(令和4年)6月30日をもって任期満了となるため、社会教育法第15条第2項並びに藤沢市社会教育委員に関する条例第2条及び第3条の規定により、新たに委員を委嘱する必要がある。

参 考

社会教育法 抜粋

(社会教育委員の設置)

第15条

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

藤沢市社会教育委員に関する条例 抜粋

(委員の定数等)

第2条 委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 特別の理由があるときは、任期中でも解嘱することができる。

3 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。